

◎京都大学白浜海の家管理要項

平成24年3月31日厚生補導担当副学長裁定

- 1 白浜海の家（以下「海の家」という。）に管理責任者を置き、厚生補導担当の副学長をもって充てる。
- 2 管理責任者は、海の家に管理人1名を置き、次に掲げる職務を担当させる。
  - (1) 使用者の確認
  - (2) 教育推進・学生支援部厚生課への連絡及び報告
  - (3) 火災及び盗難の防止、電気器具、消火器具及び給排水器具の点検並びに白灯油及びLPガスの安全確認
  - (4) 設備、備品等の管理
  - (5) 清掃作業（建物内外、浴室、トイレ等）
  - (6) 建物内外の見回り
- 3 海の家は、次の各号に掲げる休館日を除き、毎日開館する。
  - (1) 火曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- 4 3の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、臨時に休館又は開館することがある。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月13日から実施する。